

権利擁護／虐待防止

事例検討編①

①「明らかな虐待行為」と「グレーゾーンな行為」

この教材のねらい

今回、配信する教材はある一つの事例を使って、さまざまな視点から考えて「虐待行為」について理解を深めていくものである。

この教材は、「虐待行為とはどういうものであるのか」について考える入り口として活用していただきたい。

難易度はそれほど高くはないが、しっかり考えていくことが大切である。

事例(ある職員Aさんの声)

居室訪問をしたら、便失禁をしている利用者Bさんがいました。リハビリパンツを脱ごうとしたのか両手は便まみれになっていて、服や布団、ベッドや床など本人が触ったところがベタベタに汚れていました。

急いで本人についた汚れを拭き取って着替えさせようとしてしました。その際に爪で引っかかれたり、髪の毛を引っ張られたり、時折足も出て蹴りもありましたが、それでもやり返すことはせず、Bさんの腕を掴みながら必死でなんとか陰部清拭と着替えを行いました。

ただ、「痛いって！やめて！こらっ、おとなしくしなさい！」と言いながらBさんを押さえつけているところを主任に見られてしまいました。

さらにBさんの腕を押さえつけた時にBさんの腕に内出血ができてしまいました。

事例（続き）

主任からヒヤリハット報告書を書くようにと言われましたが、その時に主任から「ちゃんときちんと声かけしたの？」「本人が嫌がっているのに無理やり着替えさせたの？」「相手は認知症なんだから、少々のは仕方ないことだからね」「〇〇さんも無理矢理やられて、きっと怖かったんだろうと思うよ。それって、専門職としてどうなの？」と責められました。

ちゃんと声かけしてからやったつもりです。それよりも主任の言うとおりにしていたら、便だらけになってるのに、嫌がられたらきれいにしてあげることも着替えもしてあげずにほっとけということなのかと思ってしまいます。

そのくせ少しでも対応が遅れたら遅れたで「なぜちゃんと見なかった？」と責めるのに。

利用者さんに対する暴力は絶対いけないけれど、私たち職員のことでも大事に思ってくれるような職場じゃないとやってられないです。

個人ワーク(10分)

職員Aさんはどのような虐待をしたと
思いますか？

職員Aさんがしたと思われる虐待行為について、整理しましょう。

1)明らかに虐待であると判断できる
行為は何だと思いますか？

2) 虐待であるかどうか判断に迷う
「グレイゾーン」の行為(「不適切なケア」)は何だと思いますか？

グループワーク(20分)

3)この事例から何が問題なのか話し合ってみましょう。

個人ワーク(10分)

4) ワークシートに「虐待行為」と「グレーゾーン」に分けて記入しましょう

この教材を終えるにあたって

この研修には「正解」はありません。「虐待行為とはどういうものなのか」について考えてもらうことが目的だからです。

人によってとらえ方が違うことも理解できたらこの研修は成功です。

お疲れさまでした。

教材作成

北海道総合福祉研究センター
理事長 五十嵐教行